

令和5年度 第2回周南市地域自立支援協議会会議録

1 場所 周南市シビック交流センター2階 交流室1

2 日時 令和5年12月19日(火) 午前10時から午前11時30分

3 出席者

(1) 委員

中川聡(会長)、徳毛裕之、末廣睦子、通山賢一、山本百合子、
松井優佳、高松弘、松本富士雄、守本友美、信吉重治、
高橋武人、仲西徹

(2) 事務局

障害者支援課長 外3人

4 傍聴者 なし

5 内容

(1) 周南市障害者計画(第5期)、周南市障害福祉計画(第7期)・周南市障害
児福祉計画(第3期)について

(2) その他

6 審議等経過及び結果

周南市障害者計画(第5期)、周南市障害福祉計画(第7期)・周南市障害児 福祉計画(第3期)について

◎会 長 周南市障害者計画第5期、周南市障害者福祉計画第7期・周南市障害
児福祉計画第3期の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局から、各計画の素案について説明

- ・素案の構成
- ・現行計画との違い
- ・分野別施策の主な内容
- ・今後のスケジュール

◎会 長 本計画案について協議する前に、一点確認したい。前回の定例会議に
おいて、委員から様々な意見が出た。このことについて、市でも検討を
行い、今回の計画案のなかで反映された事柄と、そうでない事柄がある

と思うが、この点について事務局から説明をお願いしたい。

- 事務局 前回出た意見を反映した一例として、福祉計画 21 ページにおいて、施設入所者の地域への移行人数（成果目標）を「5名」と設定したことについて。国の定める目標割合よりも少ない数値を設定している。これは、国の指針どおりに設定してしまうと、本当に施設を必要とする人まで退所に追い込んでしまう危険性があるため、地域の実情を踏まえて、過去の実績等を考慮したうえで、妥当と思われる「5名」と設定した。

◎会長 わかりました。事務局からの説明を受けて、それぞれの計画について、各委員の立場で、実情はこのようになっていて、またここを重点的に取り上げるべきである、などの意見について、なるべく多く出していきたい。

○委員 第7期の計画について。大変綿密な計画になっていると思うが、実態として、それに携わる専門的なスタッフであるとか、研修体制であるとか、そういったものが十分なのかということが1点。2点目が、（障害者が）施設から社会に移行するという、その過程において、社会がそれを受け入れる体制ができているのかという点。ただ単に数字を合わせるためだけに目標値を設定するというだけでは、どうかと思う。最後に、重度障害について。重度障害のある人や、身体障害＋知的障害あるいは精神障害など、重複した障害のある人にとって、いちばん大切なのが医療体制であると思うが、専門的な医師が確保できるかどうか。そういった事柄も含めて考えなければ、計画倒れになってしまうと思うがどうか。以上3点について。

- 事務局 まず人材の確保について。（福祉計画）17 ページ（6）にも記載しているが、大変重要な課題であると認識している。今後も、県が実施する人材の専門性を高めるための研修への参加について、市の職員だけではなく、例えば相談支援事業所にも周知して参加を促すことで、少しでもそういった人材が増えるように取り組んでいきたいと考えている。次に、2点目の地域生活の受け入れ体制について。ご意見のとおり、単に数値目標を掲げているだけでは不十分であると考えている。（福祉計画 21 ページにおいて）5人という成果目標を掲げているが、達成に向けた取り組みの過程において、そのあたりの整備も考えながら進めていきたいと考えている。3点目の、重度の障害のある方への医療体制の確保について。医療体制については、具体的には各病院や開業医の先生が対応されることになるが、市の取り組みとしては、糖尿病などの生活習慣病について、障害のある方の発症や重症化を予防するため、口腔ケアや生活習慣病の予防、健康診査、保健指導などを実施していく。最後に、ご意見

いただいた「障害者の地域移行を進めるなかでの、地域社会の受け入れ」について。これについては、周南市障害者計画において「障害のある人もない人も、お互いのことを大切にし、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」を第5期の基本目標として掲げ、地域住民と障害者とが、いわゆる支え手と受け手に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高めあうことができる地域社会の実現を目指すことをテーマとしているので、今後しっかりと取り組んでいきたいと考えている。

○委員 どんなに重度障害のある人であっても、当事者は地域で普通の生活がしたいと考えている。周南市は、障害のあるなしに関わらず、誰もが共生していく社会の実現を大きな目標として掲げている。とても良い言葉であるが、ただ専門のスタッフを増やせば実現できるものではない。それこそ、隣に住むおばちゃん、おじいちゃんと暮らしていく、誰もが障害者を受け入れる、理解する社会を実現していくことが求められる。実に難しいテーマであるが、これが市の方針であると、もっとアピールしていく必要であるのではないか。今後、市は具体的に、どのようにアピールしていくのか。

●事務局 具体的にという事になると、今この場で即答できる事柄はあまりないが、委員の言われるように、地域共生社会の実現は非常に大きなテーマであり、また市の大きな目標であると考えている。色々な形ややり方があるかと思うが、今後しっかりと取り組んでいきたいと考えている。

◎会長 先ほども意見の挙がった、重度の重複障害のある人への支援体制の確保について。これは実際に、県内にそういった施設や病院等が無い場合、広島まで相談に行ったケースがあった。関係機関と連携して調整を進めても、多くの場合、近隣に受け入れ先がなく、そこで話がストップしてしまう。これは県も憂いている状況であると思うが、福祉計画の第3章において「県や関係事業所等と連携して支援ニーズを把握」していくとある。施設があったら入所させたいというニーズは高いと認識しているが、このことについて、市は把握しておられるか。

●事務局 ご意見いただいた状況は市も把握しているが、支援体制を整えていくことは、市単独ではなかなか難しく、圏域または県全体で取り組んでいくことになろうかと考えている。また、ご意見のように、他県と比較して、本県の支援体制が十分ではないということも把握しているが、今後、県の関係各課と連携しながら進めていきたいと考えている。

◎会長 県内の状況として、強度行動障害などを有する障害児・障害者について、学校や関係事業所が相談できる施設等は数少ない。それでも、県西

部はうまく機能しているが、県東部においては、いろいろな理由で機能していない。そういう問題も解決していかなければならないと思うし、周南市のように人口の多い自治体に施設等が設置されたら全然違うと思う。他の委員の皆様もご存じとは思いますが、こういったことをこの場で共有したく話をした。

●事務局 貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

○委員 障害者計画27ページの「歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善」について。健康診査・保健指導を実施するとあるが、先日、次期の高齢者プランについて話し合う「高齢者福祉推進会議」が開催され、こちらの素案にも同様の取り組みが掲載されていた。会議の出席委員からは「須々万地区には歯医者がない」という意見が挙げたが、これにどう対応していくかという意見は出なかった。健診を実施するうえで、街中であれば歯科医院が多くあるので問題ないが、歯科医院の数が少ない地域や、全くない地域についてどのように対応していくかということは、すぐに答えの出る問題ではないが、考えていく必要があるのではないかと。素人考えで言えば、高齢者支援課とも連携して、歯科検診のできる車を調達し、希望者を募ってそこを回っていくというやり方もあると思う。ともあれ、こういった事柄について、委員各位にも共通認識として持っていただきたいと考えている。次に、強度行動障害について。自分は、当事者やその家族と直接関わりはなく、テレビや新聞などで得た知識しか持ち合わせていないが、親御さんはとても大変だと思う。このことについて、福祉計画の22ページにおいて「山口県や関係事業所等と連携して支援体制の整備を行う」と書かれている。近隣で言えば、光市のひかり苑は頑張っておられると思うが、市内には受け入れ施設がない。そういった状況で「支援体制の整備」とはいったい何を指しているのか。以上2点について確認したい。

●事務局 1点目の、口腔ケアに関する健診については、高齢者福祉課との連携のお話も含めて、今この場では具体的に方向性をお示しすることは難しいが、ご提言として承りたい。また、強度行動障害のある方の受け入れ支援については、周南圏域においては、ひかり苑が取り組んでおられる所であり、周南市に住所を有する方についても、必要に応じて受け入れ調整が図られる場合がある。ご質問いただいた、強度行動障害のある方の支援体制の整備については、確かに市内に受け入れ施設がなく、ハード面の整備という課題もあるが、受け入れにあたっての施設側の考え方や、スタッフの養成といった、ソフト面での支援体制の構築も同様に重要であることも踏まえ、体制の整備を図っていきたいと考えている。

◎会 長 どの施設も、現入所者への対応に精いっぱい、強度行動障害のある障害者を受け入れる余裕がない。そういった状況のなかで、市としてどのように支援体制を構築していくか。先ほどの委員からのご質問は、そういった趣旨で発せられたものだと思う。当協議会は、問題を共有するだけでなく、それをどう発信していくかという点も含めて協議していく場であると思うので、他の委員からもご意見を伺いたいと思う。

○委 員 先ほどの口腔ケアの話で言えば、重度障害のある人への健診・治療にあたっては、歯科医も高度な技術を要求されるし、医師側にも障害についての知識・理解がなければ十分な対応はできない。例えば、経管栄養を行っている人は、嚥下障害のため口腔ケアを十分行うことができず、家族は、できる範囲でしかケアを行えない。こういった状況に対応できる歯科医の確保も大きな課題であるし、難しい問題であると思う。

◎会 長 国レベルで物事が進まなければ進展しない課題も多くある。そのような状況のなかでも、市でできることを進めていただければ、望ましい将来に繋がっていくと思う。

○委 員 日本国憲法は、昭和 21 年 11 月 3 日、吉田茂内閣のときに制定されました。25 条については後程説明します。まず、日本国憲法の前文「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあります。以下省略しますが、これが、昭和 21 年に出された、近代日本国憲法の一文です。続いて、第 25 条において「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」これが、日本国憲法の条文の一文です。基本的人権について、私がなぜ、障害者自立支援協議会の委員をやろうと思ったのか、それは 3 年前、ある法人の障害者施設に関わり、仕事をしたのがきっかけでした。一つは、職員の人たちが、仕事面・給与面・組織について、経営者への不平不満を口にするのをいくつも耳にしたからです。確かに組織で働いていると、不満は付き物ですが、そういった不満を抱えたまま働いていると、子供たちに影響するのではないかと、よく報道で見かけますが、大きな問題に繋がらないかということです。もう一つは、子供たちの将来の事です。皆さん SDGs という言葉を聞かれたことがあると思います、持続可能な社会のことです。このままでは持続可能な社会はできません。なぜなら、今

の経営者が事業を辞められた後、次の保障がないからです。そこで、地方自治体、いわゆるお役人と呼ばれる方の出番が来るのです。地方自治体、県が無理ならば、市役所の直営にすればいいのです。議会に提案し、予算を計上し、そのまま施設を買い上げてもいいし、余裕があれば、また別に作ってもいいと思います。場所や方法はいくらでもあります。そうしないと、基本的人権を地方自治体として遂行していないということになりかねません。つまり日本の法律を遵守していないということになります。日本国憲法は、法治国家である日本の基本となる法律なので、地方自治法を統括する役割を持っています。障害者自立支援法等も、国民の文化的・健康的な最低限度の生活保障のもとに制定された法律でもあります。障害者の方々も当然例外ではありません。しかし現状では、障害者の方々が、憲法に規定された生活保障を十分に享受できているとは言えません。ではどうすればその答えが、先ほどの地方自治体の直接運営になるのかということですか。なぜならば、地方自治体こそが、この日本国憲法を一番に遂行していかなければならない場所だからです。最優先で社会福祉の充実を実行すべきなのです。議会にかけて、既得権益を守ろうとする一部の人々に圧力をかけ、強制執行という手段もあります。これができるのが役所の強みなのです。よく耳にするのが、預けたいのだけれども、なかなか探しても見つからないという声もあります。ぜひこの憲法を遵守し、周南市の未来を、障害者の方々が自立して未来豊かなものになるよう、周南市としてバックアップし、安心して暮らしていけるまちを作っていこうではありませんか。最後になりますが、周南市民13万7千248名のなかの、障害者の方々、高齢者の方々、本当にそういう人たち、彼ら彼女たちが、心から笑顔で過ごせるような社会、周南市を作っていこうではありませんか。以上です。

◎会 長 ありがとうございます。今日そのために、計画の素案があると思いますので。大変大きい話、皆さんの行く末をですね、示していただいたと思うのですが。ここで承る、ということでしょうか。

○委 員 この6年間の計画の中で、ぜひとも先ほど言ったような、市の直接運営ですね。これに乗り出していきたい。予算がなければ、どんどん議会にも通して、予算を計上していけばいいだけの話で。簡単にいいますと、法人とか、それから、民間の方々がやっておられる障害者施設というのは、これは下手すれば営利主義、商売になりかねない。そうになると、非常に市としても問題が出てくると思います。指導管理をするのではなくて、直接運営です。職員が足りなければ、周南公立大学の学部で生徒を育て、専門の職員を周南市が直接雇っていくのです。その予算が足りないと言うならば、どんどん国にも陳情して行って、それで予算を

とっていただければいいのです。それが緊急の課題だと思います。この6年間でぜひそれに取り組んでほしいです。

◎会長 ありがとうございます。

○委員 計画書の素案を通読し、構成や考え方について、整理して書いて欲しい部分を文章に取りまとめ、事務局に意見として伝えている。これについては、どのように整理したのかを、次回の定例会などの場で、事務局から言っていただければと思う。一例を挙げると、福祉計画21ページ、施設から地域生活への移行人数について。成果目標を5名としているが、その根拠について書かれていない。前計画では、成果目標の根拠について「国の目標値はこうなっているが、これまでの市の状況等を勘案したうえで、市としての成果目標を設定した」といった分かりやすい説明を付しており、今期の計画においても付記すべきではないかと感じた。また、障害者計画の第4章 分野別施策の「現状・課題」について。現状は表記されているが、課題が表記されていない。課題が本当に無いのか、改めて見直して欲しい。課題があるから、今後このような取り組みをする、という流れを整理して欲しいと感じた。最後に、自立支援協議会の組織体系について。本協議会の要綱において、専門部会の位置づけや組織的な考え方が示されているが、福祉計画3ページ、周南市自立支援協議会の組織図において、これが「プロジェクトチーム」に変えられている。実際にどのように進められていくのか、見えない所があるので、この自立支援協議会を活用した今後の進め方等を整理した方が良いのではないかと感じた。

●事務局 複数の委員から、事前にたくさんの貴重なご意見やご質問をいただいている。これらを踏まえ、市の担当部局とも検討を重ねたうえで、修正を加えていきたいと考えている。また、プロジェクトチームの考え方についても触れながら修正を進めていきたいと思う。

○委員 まず、福祉計画について。棒グラフが非常に見づらい。これは修正を加えた方が良く思う。次に、サービス事業所について。自治体の事業所数の調整は、市で行うようになっていたと思うが、サービスの種類によって、定員割れしている事業がある一方、不足している事業がある。このことと、利用者数との因果関係が全く分からないので、整理をしていただきたい。続いて、障害者計画について。第2章で、障害者手帳所持者数の推移が書かれていて、身体障害者が一番多いことが示されているが、年齢別で見ると、全く違う状況が出てくると思う。年齢別のグラフを付け加えて欲しい。このうち、サービス事業所の定員割れ・不足と

いう課題については、こういった事態が起こる原因について、常々考えている。福祉計画のなかでも触れられているが、まず、グループホームは全く足りていない。なぜそのような状況が起きているのか。それは簡単に言えば、経営が難しいからである。やればマイナスになる。経営本体が崩壊してしまうから、打って出ることができない。また、定員割れが起きている事業のうち、顕著なのは、就労移行支援と就労継続支援 B 型である。B 型は乱立傾向にあるので、これは止めていかないと、共倒れになり、最終的に足りなくなる。また、就労移行支援については、利用者をどんどん移行させているが、その後が続く利用者がいない、という話をよく聞く。経営支援という視点で考えると、例えば経営手法についてコンサルティングを受ける等の方策もあると思うが、一番の課題は、人材の確保にあると思う。グループホームができないのも、人材を確保できないからである。世話人さんの成り手がいない。365 日開けておかなければならないので、そういった人材をどう確保していくのか。せっかく周南公立大学が開学したのだから、そういう所から人材がちゃんと入ってくるような仕組みができれば良いのではないか。さらに言えば、人材確保の問題は、入所施設でも起こっている。色々なところから話を聞く機会があるが、ここ最近の傾向として、日勤の職員であれば、一生懸命探せば見つかるが、泊まりのある入所施設は、軒並み大変なことになっている。そのような現状を踏まえ、人材確保のための方策について、市が主導して、システム作りに取り組んで欲しい。最後に、就労選択支援事業が令和 7 年 10 月から始まる。これについて、計画上で何も触れられていないので、再考をお願いしたい。

●事務局 サービス事業所に関する課題については、過不足のないサービス提供体制の構築のため、なぜ定員割れや不足が生じているのかという点を分析・検討していく必要があると感じている。また、就労選択支援事業については、現時点で具体的なところは予測のつかない部分もあるが、国の指針に基づき、福祉計画第 5 章 30 ページにおいて、令和 7 年度以降の見込み量を一応設定している。また、年齢別の障害者手帳所持者数については、障害者計画のなかで、18 歳未満、18 歳以上 65 歳未満、65 歳以上の 3 つの年齢区分で所持者数をまとめているところである。

○委員 年齢別のグラフについて。いま掲載されている年齢別のグラフは、3 障害それぞれ分かれて掲載されているが、冒頭に、これらがまとめて掲載してある方が、本来の市の状況がもっとよく分かって良いと思う、という趣旨の意見である。

●事務局 ご意見を踏まえ、事務局で検討させていただきたいと思う。

○委員 なお、就労選択支援は、おそらく来年 3 月頃には、ある程度は実質的

なところが示されると思う。就労選択支援と相談支援事業所が一緒になって、障害者の進路決定に関わっていくことになる。また、就労選択支援は、教育で言えば、高等部の在学中、1年生から実施できるようになっており、その後の進路決定にかなり深く関わっていくことが予想される。今後の動向について、アンテナを張っておいていただいて、間に合えば、計画のなかに、何がしかのことを入れておかれた方が良いと思う。

◎会長 協議会としても、今後の動向をしっかりと注視していくこととしたい。

◎会長 その他意見はあるか。

○委員 共生社会を実現するためには、支援する側ばかりでなく、障害のある人やその家族も努力しなければならない。努力をすることについて、教育が必要であると思う。社会の一員として、目指すべき社会の在り方について、障害当事者やその家族が繰り返し学ぶ。もちろん、社会に生きる人たちも、あるべき共生の形について、社会のなかで学び培っていく。そういうことが必要であると思う。

○委員 障害者計画について。分野別施策のひとつとして、37ページから「9 雇用・就業、経済的自立の支援」について書かれている。しかし、精神障害のある人のなかには、疾患のため外出できないケースがあり、そういう人は、だんだん社会から孤立してしまう。このことを踏まえ、標題に「社会的な自立支援」といった言葉を加え、計画に盛り込んではどうだろうか。当事者の家族から、お子さんが精神疾患のため外出できないという話を何度か聞く機会があり、地域を取り巻く課題であると考えている。この課題に、今後どのように取り組んでいけば良いのか、自分は答えを持ち合わせている訳ではないが、精神疾患のある人が社会と繋がっていくための支援について、ぜひ方策を考えていただけないかと思う。

◎会長 地域を取り巻く様々な課題について、もしも市で出来ることがあれば、ぜひ取り組んで欲しいというご意見が多かったように思う。ほかに質問、意見はないか。

○委員 福祉専門職を目指すための福祉教育の展開プロセスとして、これまで個別支援についての教育が中心であったが、ここ最近、個別支援から地域支援ということで、地域共生社会の実現のため、地域づくりに専門職がどのように関わっていくか、当事者や地域の住民をどのように巻き込んでいくか、ということについての教育が展開されるようになってきている。

◎会長 今後、福祉専門職を目指す学生と地域が繋がっていくことを期待したい。ほかに意見等はないか。

[委員から発言なし]

◎会 長 以上で議事を終了する。